

## 山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月10日（木）午前8時55分から午前10時50分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（13名）

農業委員	8名
推進委員	5名
4. 欠席委員（2名）

推進委員	2名
------	----
5. 議事日程
  - 日程1 開会（事務局長）
  - 日程2 会長挨拶（会長）
  - 日程3 諸般事情報告
  - 日程4 議事録署名委員の指名について
  - 日程5 議第40号 農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
  - 日程6 議第41号 山江村農用地利用集積計画（第7次）に対する意見決定について
  - 日程7 議第42号 山江村農用地利用集積等促進計画（第3次）に対する意見決定について
  - 日程8 議第43号 農業基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更策定（見直し）に係る意見決定について
  - 日程9 その他
  - 日程10 今後の行事
  - 日程11 閉会（会長）
6. 農業委員会事務局職員  
事務局長

## 7. 会議の概要

事務局長	<p>それではご起立をお願いします。一同礼。ご着席ください。</p> <p>山江村農業委員会における農業委員の総数は8名で、本日の出席委員は8名であります。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和5年8月期の農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。</p>
会長	(会長挨拶)
事務局長	次に日程3、「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんでしょうか。
4番農業委員	はい。
事務局長	はい。お願いします。
4番農業委員	先日、8月7日になりますけれども、農業委員の新人研修ということで熊本県立劇場の方に行かせていただきました。なかなか分からない事が多くございますけれども資料等いただいておりますので、そういったところを生かしながら、今後の活動に生かせればと考えております。どうもお世話になりました。
事務局長	ありがとうございました。他に、何かございませんか。
	(なしの声)
事務局長	ないようですので、次に日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。
議長	はい。これより、議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は2番農業委員、3番農業委員をお願いいたします。次に日程5、議第40号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第40号についてご説明いたします。総会資料の1ページをお開きください。議第40号「農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和5年8月10日提出、山江村農業委員会会長。2ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請の内容でございます。申請者の氏名等につきましては、譲渡人が〇〇県の方、譲受人は〇〇市の方であり、許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりでございます。総面積が2,196㎡でございます。総額は記載のとおりとなっております。経営計画等の内容につきましては、記載のとおりとなっております。3ページが申請書の写し、4ページ目から6ページまでに位置図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、7ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては、譲受人及び職務代理者と担当推進委員と共に8月4日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、職務代理者から補足説明をお願いいたします。

職務代理者

はい。それでは説明いたします。8月4日9時25分より会長に代行して参りました。立会人としましては譲受人の方の母親の方ですね、そして事務局長、そして担当推進委員、そして私の4名で行っているわけでございます。(所在について説明)。現地は少し栗を植えてあるわけでございますけれども、少し荒れているところもありました。しかし、少し手入れをすれば何とかやれるんじゃないかと私は思いました。もう一ヶ所は、それから100メートル位先に行った所になるわけですが、ここも少し草が生えていたわけでありまして。刈れば何とかなると感じたわけでありまして。現在、息子さんは〇〇で勤めていますが、母親が老齢なので帰ってくるということでありました。現在、老齢化そして後継者不足というわけでありましてけれども、それでも帰ってきてですね、耕作放棄地を無くせればという、すごく大事だと思うわけでございます。こうして、今後1人でも多くの方が後を継いでくれたらいいんじゃないかと思っております。審議の程、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長

はい。続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。説明は〇〇農業委員の説明どおりと思っております。それに付け加えて言いますと、今は土日自宅に帰り作業をしていると状況と、今後は許

可が下りたら伐採や除草をしてから栗を植えたいということだそうです。以上です。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何か質疑ございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。農業委員、推進委員、質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第40号農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第40号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程6、議第41号「山江村農用地利用集積計画（第7次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第41号について説明をいたします。総会資料の8ページをお開きください。議第41号「山江村農用地利用集積計画（第7次）に対する意見決定について」令和5年山江村農用地利用集積計画（第7次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和5年8月10日提出、山江村農業委員会会長。9ページ、10ページが意見書の写しでございます。11ページが総括表となっております。12ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されていますが、農地中間管理事業（農地バンク）を利用しており、左から「賃借権」の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されています。貸し手と公社は10年、公社と借り手も5年の契約となっております。借り手の経営面積、今回の利用権を設定する土地の地目、

面積等が記載されていますのでご覧ください。なお、案件の総面積は2,366㎡でございます。13ページは農地中間管理事業を利用して公社を介した計画一覧表となっており、前頁の詳細が記載されており、筆数、賃料が記載されておりますのでご覧ください。今回の集積となっております。以上でございます。

議長

はい。それでは、賃借権の新規設定1件2筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定1件2筆分について説明をいたします。総会資料の14ページをご覧ください。賃借権の設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が11区の方、借り手が農業公社を介して8区の方でございます。15ページをご覧ください。(申請内容について説明)。期間は、貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。16ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は5年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。18ページから20ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに8月4日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。説明いたします。8月4日9時より、事務局長と受け手の方と私と担当推進委員と4人で行いました。場所は、下拂・大平線を300メートルくらい行った左下になります。綺麗に整備され、その当日は草払いもされておりました。問題はないと思いますので審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

4番農業委員

すみません。いいですか。お尋ねなんですけれども。

議長 はい。4番農業委員。

4番農業委員 写真ではもう耕作をされておりますけれども、借り手の方がもう耕作をされているということで理解しているんですけれども。

議長 担当農業委員。

担当農業委員 はい。ここはされております。

4番農業委員 貸し手の方は耕地は全部貸されたということですか。

事務局長 はい。

議長 事務局長。

事務局長 一応ですね、ここの所については本人さんの、今、公社を通しての賃借権をしてまして、全部貸してしまったかというのはこちらではちょっと分かっておりません。この面積に対してですね、地目に対して貸されたということでございます。

4番農業委員 分かりました。

事務局長 それと、初めての委員さんもおられますので追加で説明させていただきたいと思いますが、今回ですね、17ページをちょっと見ていただきたいと思いますが、16、17とありますけれども、賃借権ですのお金で払うのかお米で払うのかというのがあります。これに書いてあります16ページのですね中ほどというか、右のあたりに10アールあたりの賃料ということでですね、〇〇円というふうに書いてあると思います。これが反当りのですね金額ということになりまして、その面積割に対しまして賃料が〇〇円とかというふうな形になるかと思えます。その表のですね、右の一番下の中に直接書いてあります。直接書いてあるところはですね、お金ではなくてお米でですね貸し借りができるという取り決めがありまして、それについては17ページの直接決裁申出書ですかね、という中で1、2、3というところの3番ですかね、3番のところに物納となっております。物納ということで玄米〇〇キロということですね。こういうお金でしたりとか、お米でしたりとかですね、というようなやり方で貸し借りのパターンがありますので補足で説明させていただきたいと思えます。

議長 はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

4 番農業委員

はい。

議長

他に質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定 1 件 2 筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により新規設定 1 件 2 筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程 7、議第 4 2 号「山江村農用地利用集積等促進計画（第 3 次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明に入ります前に、農業委員会第 3 1 条「議事参与の制限」の規定に係る案件でございます。〇〇委員が関係者となりますので当該事案の審議開始から終了まで〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇農業委員退席) 9 時 1 7 分

議長

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第 4 2 号について説明をいたします。総会資料の 2 1 ページをご覧ください。議第 4 2 号「山江村農用地利用集積等促進計画（第 3 次）に対する意見決定について」令和 5 年山江村農用地利用集積等促進計画（第 3 次）を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定により、山江村長から意見を求められましたので、この計画について可否を求める。令和 5 年 8 月 1 0 日提出、山江村農業委員会会長。2 2 ページから 2 3 ページが意見書の写し、2

4 ページが総括表となっております。25 ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業（農地バンク）を利用しており、左から賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されています。貸し手と公社は10年、公社と借り手は5年の契約となっております。今回、利用権設定する土地の地目、面積が記載されていますのでご覧ください。なお、案件の総面積は1,368㎡でございます。

それでは、賃借権の再配分設定1件1筆分について説明をいたします。賃借権の再配分設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇〇でございます。（申請地所在について説明）。26 ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は5年、賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。27 ページから28 ページまでに地籍図・現況写真を、29 ページには調査書を添付しております。現地調査につきましては、事務局において確認を行っております。（申請地について説明）。現在は、写真のとおり水稻が耕作されており、きちんと管理されています。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何か質疑・意見等ございませんか。

（なしの声）

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

（なしの声）

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長

はい。質疑・意見等ないようですので、それでは採決をいたします。再配分設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長

はい。全員挙手により、再配分設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

(〇〇農業委員着席) 9時23分

議長

次に日程8、議第43号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更策定に係る意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と概要説明を求めます。

事務局長

はい。それでは、議第43号についてご説明いたします。総会資料の30ページをお開きください。議第43号「農業基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更策定(見直し)に係る意見決定について」農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第6条第4項並びに同法施行規則第2条の規定により、山江村長から意見を求められたので、この構想を定めることについて意見を求める。令和5年8月10日提出、山江村農業委員会会長。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の一部改正に基づき作成する基本方針が変更されたことにより、それに即して各市町村で定めた基本構想の変更によることに伴う意見照会でございます。この基本構想は、農業を担う者や農地の有効活用等の基準となり、効率的かつ安定的な農業経営を育成する目標となっております。今回の変更内容に関する説明については、産業振興課農政係の担当の方が行います。

議長

それでは、事務局から概要説明がありましたので変更の内容についての説明を産業振興課主幹より簡潔にお願いいたします。

産業振興課主幹

(変更の内容について説明)

議長

はい。ありがとうございました。今、産業振興課主幹の方より説明がありましたが、今の説明を受けてすぐに質問しろと言うのも、分からないと思うので、一応これが国の法律で今年度より施行されるようになりましたので、それを受けて市町村、農業委員会もこの方針によってするというので一応、総会の方でもこの方針に沿って活動を行っていくということですので、その内容でやっていきたいというふうに思いますが、協議に変えますので皆さん意見があればどしどし言ってもらいたいと思えます。事務局から何かありますか。

事務局長

はい。そうですね。国の法の改正によって市町村の方も変えなくちゃいけないというのが一つの大きな点だと思います。これの方針によってですね、今後の農業委員会といいますか、農政全般について、この方針に則って進めていくということですのでございますので、皆様にもご理解いただきたいということですのでございます。それと、審議内容ですね、先ほどから案件が7次とか3次ということですのでですね、基盤法とか農地中間管理法と

かですね出てきておりますが、それがまさしく今、その法律が変わった  
ですね案件のやり方で進めてしてきてますので、その事をですね今回また  
基本方針の中にちゃんと謳い込むということになっておりますので、  
ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

議長

詳しい事につきましては、また今協議で出してくれと言っても難しい  
話なので、基本的にはこの構想に沿っていくということではよろしいです  
か。

議長

先ほど農政の方、事務局より説明がありました。この議第43号の  
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更策定に係る意  
見決定について、一応農業委員会でもそれに沿ってやっていくというこ  
とではよろしいですか。今の意見決定について、異議がない方は挙手をお  
願いたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第43号につきましては、農業委員会の意  
見としては異議なしということで提出いたします。

議長

それでは、産業振興課主幹よりお願いいたします。

産業振興課主幹

はい。ありがとうございます。このことに関しまして、ちょっと法律  
面のことでこの場をお借りして一つお知らせをさせていただきたいと  
思います。先ほどですね、農地集積計画の方、2年間だけ経過措置で使  
うことができますというふうにお話しました。これの一番大きい変化点  
はですね相対契約についてです。相対契約が実は促進計画では使えなく  
なりますので、促進計画、新しい方ではですね基本的に農地中間管理事  
業、農業公社を通してする貸し借り、もしくは農業委員会の農地法の第  
3条による農地の貸し借りの二つだけしか使えなくなります。よって相  
対契約については、令和7年度からは使えなくなりますので、私たち農  
政の方からはですね、今の契約の期間満了を迎える方を中心にですね、  
2年後には相対契約は使えませんのでお知らせは一応入れては、通知  
をしている所ではございますが、まだまだこれからだとは思っていますので、  
先に農業委員会の皆様にはお知らせをしておきたいと思っております。すみま  
せん、ちょっと臨時的にお知らせを申し訳ございません。

議長

はい。ありがとうございました。あと、全般的に質疑・意見等ござい  
ませんか。

6番農業委員

ちょっといいですか。

議長

はい。6番農業委員。

6番農業委員

新旧の方の20ページなんですけど、第5のところなんですけど、新旧の違いというのが、農業経営基盤強化推進事業に関する事項、その下の赤文字の左手の方が第6効率的かつ、右手が第5効率的かつて書いてあるんですけど、これは第5じゃないんですか。この、第5第6は何にたいしてのあれなんですか。

産業振興課主幹

分かりづらくて申し訳ありません。実はですね、自治体における基本構想というのがあるように、熊本県の方にはですね、熊本県下で方針をする、1行目に農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針というのがあります。この基本方針が変わったらこのことを踏まえて熊本県下の自治体の方がですね、基本構想を、県の基本方針を踏まえて自治体の基本構想を作るといような形になっておりますので、こちらの第6というのが熊本県の基本方針というもののタイトルになっておりますので、山江村の見出しのところとはちょっと異なります。すみません、分かりづらいかと思いますが、説明不足で申し訳ありませんでした。

議長

はい。後はないようですので、次にいきたいと思います。次に日程9「その他」となっております、事務局より連絡をお願いいたします。

事務局長

○ホームページ用議事録について  
○活動記録表について

議長

それでは日程11「閉会」に移ります。

議長

以上を持ちまして農業委員会8月期総会を閉会いたします。どうも、お疲れさまでした。

令和5年8月10日(木)午前 10時50分終了

議長\_\_\_\_\_

委員\_\_\_\_\_

委員\_\_\_\_\_